

裁定裁判所の組織及び活動に関する法律（1993年）

国家評議会は、

- カンボジア国の憲法
- 1982年2月10日付政令第4号により公布されたカンボジア人民共和国の国民議会及び国家評議会の組織に関する法律

を考慮し、以下を決定する

第1立法部の第24回会議において、1993年1月28日にカンボジア国の国民議会により採択された、カンボジア国の裁定裁判所の組織及び活動に関する法律を正式に布告すること。

第1章 総則

第1条

カンボジア国の裁定裁判所は、以下となる。

- 州及び市裁判所
- 軍事裁判所
- 控訴裁判所
- 最高裁判所

第2条

州及び市裁判所並びに軍事裁判所は、下位の裁定裁判所である。

- 州及び市に置かれている州及び市裁判所は、それぞれ、当該各州の領域に広がる自身の管轄権限を有するものとする。
- プノンペン特別市に置かれた軍事裁判所は、カンボジア国の全領域に関して管轄権限を有するものとする。

第3条

上位の裁判所である控訴裁判所及び最高裁判所は、プノンペン特別市に置かれるものとする。

控訴裁判所及び最高裁判所は、カンボジア国の全領域に関して管轄権限を有するものとする。

第4条

あらゆるレベルの裁定裁判所は、有効な法律、カンボジア最高国民評議会（SNC）により採択された法律及び規定に基づき公判を進めるものとする。

民事事件において、法律に明示的に記載されていなかった場合又は何らかの事件に関する規定を定めていなかった空所がある場合、裁定裁判所は、慣習、伝統、良心及び公平に基づき審理を進めるものとする。

第5条

下位の各裁定裁判所に1名の検察官がいるうえ、上位の各裁定裁判所に1名の検事総長がいるものとする。

刑事事件において、検察官は刑事訴訟の所有者であり、常に自身を「原告当事者」と考えることにより正当な刑罰の条件の想定を行う。

刑事事件及び他の訴訟において適切とみなされる場合、検察官は、助言を伝えるのみの訴訟の「従属当事者」である。ただし、公序に関連する一部の事件において、検察官は、自身を「原告当事者」と考えるものとする。

第2章 州及び市裁判所

第6条

州及び市裁判所は、すべての刑事、民事、商事事件、及び行政訴訟又は労働事件において、公判を進め、控訴を利用する道を開く権限を有するものとする。

州及び市裁判所は、審理を進める時、1名の裁判官により率いられ、1名の検察官又は副検察官及び1名の裁判所書記官により補完されるものとする。

第7条

裁判所の判決は、否定可能であり（当事者らの立会いで行われる）、決定の日から2か月の期間内に控訴を利用する道が開かれる。欠席判決による（当事者ら／当事者が欠席の間に行われる）判決は、その通知日から15日の期間内に異議（拒否申立て）の道が開かれる。拒否が許される期間が満了する場合、異議申立てが許される期間の満了から2か月の期間内に、当該判決に対して控訴を行うことができる。

第8条

控訴申立ては、裁判所判決の実施を一時的に中止／停止する権能を有する。

裁判所、裁判官、又は検察官の決定に関する控訴申立ては、当該控訴申立てが拘留又は一時的拘留解放の場合で検察官により行われる場合のみを除き、当該決定を一時的に中止／停止する権能を有しないものとする。

控訴申立ては、その判決を出した裁定裁判所において行われるものとする。

控訴又は異議／拒否申立てを行うことができる相手は、検察官、又はその訴訟に利害を有するあらゆる人であり、かかる人には、当事者、民事訴訟の原告、民事事件において責任を負う人、有罪判決を受けた人、弁護士、又は擁護人を含む。

刑事事件は別として、検察官は、自身が原告であると決定した場合を除き、控訴申立てを行ってはならない。

第3章 **軍事裁判所**

第9条

軍事裁判所は、判決を下す権限を有するものとし、軍法違反の事件について控訴の対象になるものとする。

軍法違反は、軍隊において軍構成員により犯される違反であり、軍隊の規律に関係するか又は軍隊の財産に影響を与えたものである。

軍の構成員が通常刑事犯罪を行った場合、その者は、州及び市裁判所により訴追される。

軍事裁判所の訴訟手続きは、州及び市裁判所の検察官と同じであるものとする。

第4章 **控訴裁判所**

第10条

控訴裁判所は、不服申立てを利用する道を開くことにより、州及び市裁判所並びに軍事裁判所の判決に対する控訴申立ての審理を進める権限を有するものとする。

第11条

控訴裁判所は、3名の判事で構成されるものとし、そのうち1名は長官である。この裁定裁判所の構成は、1名の検事総長又は1名の副検事総長又は検事総局からの1名の検察官、及び1名の裁判所書記官によって完成されるものとする。

決定の修正のための審理の場合、3名の治安判事が行うものとし、そのうち1名は長官であり、これらのすべての治安判事は（これと同じ事件の）前の審理に参加しなかった者であるべきである。

第12条

控訴裁判所の欠席判決は、判決の日から2か月の期間内に当該判決に対する不服申立てにより控訴に委ねることができる。

控訴裁判所の欠席判決(当事者/当事者らが不在で行われる)は、15日の期間内に、異議/拒否申立てに委ねることができる。異議が許されるこの期間が満了する場合、異議/拒否申立ての提出に許される遅延の満了日から2か月以内に不服申立てに委ねることができる。

第13条

不服申立ては、控訴裁判所の判決実施を一時的に中止／停止する権能を有するものとする。

ただし、一時的拘留、一時的拘留解放（公判待ち）、それ以上の手続きなしで無罪放免になる事件ファイルの停止に関係する不服申立ては、控訴裁判所の判決の実施を一時的に中止／停止する権能を有しない。不服申立ては、当該判決を出した裁定裁判所において行われるものとする。

不服又は異議／拒否申立てを提出する権利を有する人は、控訴裁判所の検事総長又はその訴訟に利害を有するあらゆる人であり、これには、当事者ら／当事者、民事事件の原告、民事事件において責任を負う人、有罪判決を受けた人、弁護士又は擁護人を含む。

第5章 最高裁判所

第14条

最高裁判所は、事実の誤りではなく法律の誤りのみを検討することにより、控訴裁判所の判決に対する不服申立てに関する審理を進める権限を有するものとする。

ただし、不服申立てが提出される訴訟において、当該裁判所は、法律の誤りと事実の誤りの両方に関して同時に検討することにより、共同グループで審理を進めるものとする。

第15条

修正申立ては、（下級裁判所の）判決又は既に絶対的権能を有した控訴裁判所の最終判決に対して行うことができる。

修正申立ては、軽罪及び犯罪の事件、並びに法律により定められたその他の事件において認められる場合がある。

修正申立ては、無罪放免にするために行われた下級裁判所又は控訴裁判所の判決に対して行ってはならない。

修正申立てを行う権利を有する人は、以下の者である。

- 司法大臣
- 有罪判決を受けた人、又はかかる人に能力がない場合は有罪判決を受けた人の合法的代理人
- 有罪判決を受けた人の配偶者、両親（母親又は父親）、子ども、又は一般的に言えば、有罪判決を受けた人が故人か行方不明者である場合に実質的又は精神的／人格的な利益を受領する人

第16条

最高裁判所の審理の構成は、5名の判事で構成されるものとし、そのうち1名は長官である。共同グループで審理を進める場合、この裁判所の構成は、9名の裁判官で構成されるものとし、そのうちの1名は長官であるものとする。この上位裁判所の構成は、1名の検事総長又は副検事総長又は1名の検察官及び1名の裁判所書記官により補完されるものとする。

第6章

任命

第17条

州及び市裁判所は、1名の首席裁判官／長官、副主席裁判官／副長官、及び裁判官で構成されるものとし、これらの者は、司法大臣の要請後、勅令により、職務を遂行するために任命され、異動、昇進、又は降格されるものとする。

第18条

州又は市裁判所の首席裁判官／裁判所長官及び検察官は、州又は市の国民委員会の副議長と同階級であるものとする。

州又は市裁判所の副主席裁判官／裁判所副長官及び副検察官は、州又は市の国民委員会の恒久的メンバーと同階級であるものとする。

州及び市の裁判所の裁判官は、州及び市の官房長と同階級であるものとする。

第19条

控訴裁判所には、首席裁判官／裁判所長官、副主席裁判官／副長官、及び裁判官がおり、これらは、司法大臣からの要請後、勅令により、職務を遂行するために任命され、異動、昇進、又は降格されるものとする。

控訴裁判所の検事総局は、検事総長、副検事総長、及び検察官で構成され、これらは、司法大臣の要請後、勅令により、職務を遂行するために任命され、異動、昇進、又は降格されるものとする。

第20条

控訴裁判所の所長／長官及び控訴裁判所の検事総長は、大臣と同階級であるものとする。

控訴裁判所の副所長／副長官及び控訴裁判所の副検事総長は、副大臣と同階級であるものとする。

控訴裁判所の裁判官及び控訴裁判所の検察官は、州及び市の裁判所の首席裁判官／長官と同階級であるものとする。

第21条

最高裁判所は、1名の首席裁判官／裁判所長官，副主席裁判官／副長官，及び裁判官で構成されるものとする。

最高裁判所の検事総局は、検事総長，副検事総長，及び検察官で構成されるものとする。

最高裁判所の副主席裁判官／副長官及び裁判官，最高裁判所の副検事総長及び検察官は，最高裁判所の首席裁判官及び検事総長からの承認がある場合，司法大臣の要請後，勅令により，職務を遂行するために任命され，異動，昇進，又は降格されるものとする。

最高裁判所の首席裁判官／長官及び最高裁判所の検事総長は，同僚の裁判官によって選ばれた3名の裁判官の間で選ぶための議会による投票後，勅令により任命，異動，昇進，及び降格されるものとする。

第22条

最高裁判所の首席裁判官／長官及び最高裁判所の検事総長は，閣僚評議会の副議長と同階級であるものとする。

最高裁判所の副主席裁判官／副長官及び最高裁判所の副検事総長は，大臣と同階級であるものとする。

最高裁判所の裁判官及び最高裁判所の検察官は，控訴裁判所の裁判官及び控訴裁判所の検察官と同階級であるものとする。

第23条

カンボジア国の裁定裁判所の裁判所書記官は，司法大臣により任命，異動，昇進，及び降格されるものとし，局長と同階級であるものとする。

第7章 経過規定

第24条

従来の刑法，とりわけ抗告手続きは，最高国民評議会（SNC）によって採択されてから45日後に施行されるものとし，その後，最高裁判所より前の係属中の刑事又は民事又は軍事事件のあらゆる一件書類は，それらが第1回又は第2回調査向けのものであっても，控訴裁判所へ決定のため送られるものとする。

最高裁判所により却下されたすべての一件書類であって，この裁判所により州及び市裁判所又は軍事裁判所へ再調査のため移送されたが，これらの裁判所がまだその審理を進めていないものもまた，控訴裁判所へ決定のため送られるものとする。

州及び市裁判所，並びに軍事裁判所，又は最高裁判所の裁判部裁判官により行われたあらゆる決定のうち，当該決定が暫定刑法第4条及び第75条を遵守した期間中に当事者ら，擁護人，又は検察官によって異議を申し立てられるものもまた，控訴裁判

所へ決定のため送られるものとする。

刑事，民事，及び軍事事件のあらゆる一件書類のうち，最高裁判所により受理され登録されたが，裁判官の評議会（総会で）がまだそれらを調査していない又は既に調査したが最高裁判所の裁判官の裁判部がそれらの審理を進めていないものは，州及び市裁判所又は軍事裁判所へ決定のためすべて移送されるものとする。

第 8 章 **最終規定**

第 25 条

本法律に反する他のすべての規定は，廃止されるものとする。

第 26 条

本法律は，ここに緊急と宣言される。

プノンペン，1993 年 2 月 8 日

国家評議会議長

Heng Sam Rin